

清水住宅エレベーター工事（第6工区）

図 面 目 録

図面番号	図面名称	縮 尺
0 ¹ V-00	表紙 図面リスト	NO SCALE
0 ² V-01	エレベーター工事特記仕様書 1/3	NO SCALE
0 ³ V-02	エレベーター工事特記仕様書 2/3	NO SCALE
0 ⁴ V-03	エレベーター工事特記仕様書 3/3	NO SCALE
0 ⁵ V-04	付近見取図・配置図	1/200
0 ⁶ V-05	平面図1	1/100
0 ⁷ V-06	平面図2	1/100
0 ⁸ V-07	平面図3	1/100
0 ⁹ V-08	平面図4	1/100
1 ⁰ V-09	階段A平面詳細図	1/50
1 ¹ V-10	階段A断面詳細図	1/50
1 ² V-11	エレベーター詳細図	1/30, 50

愛知県建築局公共建築部公営住宅課

工事（積算）番号 R02012J00190

課 長	担当課長	課長補佐	主 査	担 当

項目	特記事項
【EV設備工事】	<p>■1編 一般共通事項■</p> <p>■1章 一般事項■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、◎印のついたものを適用する。⓪印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>◎印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書（2)から5)に対するもの）</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>
<総則>	
1.1.1 適用	
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成28年4月1日改正)に定めるところによる。(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kiyun.html)
<工事関係図書>	
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類と同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前: 工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中: ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>
<工事現場管理>	
1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。
1.3.2 電気保安技術者	* 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない
1.3.3 施工条件	* 施工日・施工時間 制限: ・無 ※有() * 部位別の施工順序: ※無 ・有() * 工事車両の駐車場所 駐車制限: ※有() ・無 * 資機材置場所 置場制限: ※有() ・無 * その他: ()
1.3.9 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法:) ※無 現場において再利用を図るもの: * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.htmlを参照。)に基づき適正に行う。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(CREDas様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDas様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、</p>

項目	特記事項																				
再資源化	<p>受注者の社印を押したもとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他()</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式、CREDas様式 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html 再資源化等報告書 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html [建築工事事務の手引・同様式]</p>																				
撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成27年4月1日施行)に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法:)</p>																				
<機器及び材料>																					
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(http://www.pref.aichi.jp/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(24)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																				
1.4.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループ及びBグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9)																				
再生資源の利用	* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 http://www.pref.aichi.jp/site/aicle/																				
1.4.6 機材の検査に伴う試験 <施工>	* 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材()																				
1.5.4 施工の検査等 <工事検査及び技術検査>	* 見本施工: ・実施する ※実施しない																				
1.6.2 技術検査	* 中間技術検査: ・行わない ・行う(実施回数: 実施時期:)																				
<完成図等>																					
1.7.2 完成図	<p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他()</p> <p>B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図(PPC用ポリエステルサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図</p> <p>C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドライン(案)に基づく ※監督職員との協議による) ・提出しない</p>																				
1.7.3 保全に関する資料 <その他>	* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用()部 ・()部																				
提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの																				
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。																				
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書[平成28年度版](「機材の品質・性能基準」を含む。)																				
建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。																				
工事中の安全管理	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。																				
各種調査への協力 工事コスト調査の協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。																				
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: ・要する ※要しない																				
工程表・工事費内訳明細書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、発注者から請求があった時に提出すること。																				
騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:																				
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用: ※有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 山田設計</td> <td colspan="2">清水住宅エレベーター工事(第6工区)</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文</td> <td colspan="2">エレベーター工事特記仕様書1/3</td> <td>V-01</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計</td> <td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">H30年3月</td> <td></td> </tr> </table>	株式会社 山田設計		清水住宅エレベーター工事(第6工区)		図面番号	一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文		エレベーター工事特記仕様書1/3		V-01	検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				H30年3月		
株式会社 山田設計		清水住宅エレベーター工事(第6工区)		図面番号																	
一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文		エレベーター工事特記仕様書1/3			V-01																
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																		
		H30年3月																			

項目	特記事項
貨物自動車等の車種規制	<p>(対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p> <p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)</p> <p>* 工事場所在「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p>
特定特殊自動車の燃料	<p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>
施工体系図の掲示	<p>* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</p>
工事の下請負	<p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
施工体制	<p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。</p> <p>* 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</p>
現場代理人 事故報告	<p>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。</p> <p>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>
石綿含有仕上塗材の除去・補修、 既存壁等への作業	<p>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p>
契約後VE	<p>* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。))・対象外工事)とする。</p> <p>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugijyutsu-jiltushiyouryou.html</p> <p>* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] ・() [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>■4章 関連工事■</p> <p>※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。</p>
<仮設工事>	
<縄張り、遣方、足場その他>	<p>* 定置する足場、栈橋、リフト等の設置：※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：(幅：・0.9 ※1.2 m)手すり先行工法</p> <p>* 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>* 仮囲い： ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置： 図面による</p> <p>* 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>
<仮設物>	
2.3.1 監督職員事務所、 受注者事務所等	<p>A. 監督職員事務所</p> <p>* 監督職員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m²程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り</p> <p>* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備</p> <p>* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他</p> <p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による)： ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識：※設ける ・設けない ・他工事と共同設置</p>
建設現場標識の設置	

項目	特記事項												
	<p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工 事 名</td> <td>○ ○ 住宅建築工事 (第○工区) ○ ○ 住宅電気工事 (第○工区) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>○ 年 ○ 月 ○ 日から ○ 年 ○ 月 ○ 日まで</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○ ○ 建設株式会社 ○ ○ 設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td> </tr> </table>	工 事 名	○ ○ 住宅建築工事 (第○工区) ○ ○ 住宅電気工事 (第○工区) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	工 期	○ 年 ○ 月 ○ 日から ○ 年 ○ 月 ○ 日まで	発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○ ○ ○ ○ ○	工事施工者	○ ○ 建設株式会社 ○ ○ 設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
工 事 名	○ ○ 住宅建築工事 (第○工区) ○ ○ 住宅電気工事 (第○工区) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・												
工 期	○ 年 ○ 月 ○ 日から ○ 年 ○ 月 ○ 日まで												
発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課												
工事監理者	○ ○ ○ ○ ○												
工事施工者	○ ○ 建設株式会社 ○ ○ 設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・												
<住宅用マシフルレス型エレベーター> 7.2.1 一般事項	<p>■機械編 9編 昇降機設備工事■</p> <p>■機械編 7章 住宅用エレベーター■</p> <p>* 品質及び性能：B L 認定品</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>形 式</th> <th>積載量</th> <th>定員</th> <th>定 格 速 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※RU-9-2 S-4 5 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>45m/min (1 0階以下)</td> </tr> <tr> <td>・RU-9-2 S-6 0 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>60m/min (1 1階以下)</td> </tr> </tbody> </table>	形 式	積載量	定員	定 格 速 度	※RU-9-2 S-4 5 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (1 0階以下)	・RU-9-2 S-6 0 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (1 1階以下)
形 式	積載量	定員	定 格 速 度										
※RU-9-2 S-4 5 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (1 0階以下)										
・RU-9-2 S-6 0 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (1 1階以下)										
7.2.2 基本仕様	<p>* 運転操作方式： ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式(2台併設時) ・全自動群管理方式(3台以上併設時)</p> <p>* 基準階帰着機能： ・付加する ※付加しない ・図面による</p> <p>* 耐震施工 耐震安全性の分類(耐震クラス)：※A14 ・S14</p> <p>* 電源盤・制御盤 設置位置：※昇降路内 ・乗場 重力計測用電力量計：※図面による ・設ける(パルス発信機能付き) ・設けない 制御装置の機能： ※図面による ・表9.2.2による</p> <p>* かが かが内正面の幅木： ・設置する ※設置しない ・図面による</p> <p>* 乗場枠の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図面による ※メーカー仕様による</p> <p>* 乗場の戸の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図面による ※メーカー仕様による</p> <p>* 電気配線・配管 保守遠隔監視用(電話回線)配管・配線：※図面による ・()</p>												
7.2.3 付加仕様	<p>* 基本仕様にオプションを設ける場合： 図面による</p> <p>* 停電時救出運転装置 昇着階：※図面による ・最寄り階 ・避難階</p> <p>* 火災時管制運転装置 火災報知設備との連動：※行う ・行わない</p> <p>* エレベーター内防犯カメラシステム：※設置する(仕様：下記による) ・設置しない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 撮影機能： 広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上 2) 録画機能： デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上 3) その他： 外部接続端子(モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出画像のバックアップが可能なもの)、防犯カメラ設置表示ステッカー(乗降口及びかが内) 4) フリック補正機能の有無： 図面による <p>* 中間ビーム： ・図面による ・()</p> <p>* 各階強制停止装置： ※適用する ・適用しない 作動時間： 0:00~6:00(外部からの呼びでも機能すること) 次の夜間各階停止運転表示板を建物出入口階EVホール及びかが内に設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> <p>夜間各階停止運転について このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れますが、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間) 深夜0:00~午前6:00</p> </td> <td style="width: 40%;"> <p>乳白色アクリル板5t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き</p> <p>【夜間各階停止運転表示板】</p> </td> </tr> </table>	<p>夜間各階停止運転について このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れますが、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間) 深夜0:00~午前6:00</p>	<p>乳白色アクリル板5t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き</p> <p>【夜間各階停止運転表示板】</p>										
<p>夜間各階停止運転について このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れますが、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間) 深夜0:00~午前6:00</p>	<p>乳白色アクリル板5t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き</p> <p>【夜間各階停止運転表示板】</p>												
7.2.4 福祉型仕様	<p>* かが養生： ※適用する ・適用しない ・図面による 監督職員の指示する期間、養生カバー(マグネット式)及び保護マットを施す。</p> <p>* 自動診断回復旧運転： ・適用する ・適用しない ・図面による</p> <p>* その他： 下記の事項を適用する エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート(巾110mm×高さ50mm)をかが内操作盤上部に取付ける。昇降かがの上部に、作業上便利のように運転停止用スイッチを取付ける。</p> <p>* 専用乗場ボタン： ※適用する ・適用しない</p> <p>* かが内専用操作盤： ※適用する ・適用しない</p> <p>* かが内手すり： ※適用する ・適用しない</p> <p>* かが内鏡： ※適用する ・適用しない</p> <p>* かが出入口検出器： ※適用する ・適用しない</p> <p>* キックプレート： ※適用する ・適用しない</p> <p>* 視覚障害者用装置： ※適用する ・適用しない</p>												
7.2.6 別途工事													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">株式会社 山田設計</td> <td style="text-align: center;">清水住宅エレベーター工事 (第6工区)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">図面番号 V-02</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文</td> <td style="text-align: center;">縮尺 エレベーター工事特記仕様書2/3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設 計 H30年3月</td> <td style="text-align: center;">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 山田設計		清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号 V-02	一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文		縮尺 エレベーター工事特記仕様書2/3	検 図	製 図	設 計 H30年3月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
株式会社 山田設計		清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号 V-02										
一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文		縮尺 エレベーター工事特記仕様書2/3											
検 図	製 図	設 計 H30年3月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課										

項 目	特 記 事 項																																									
その他	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>建築工事</td> <td>電気工事</td> </tr> <tr> <td>昇降路築造工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各階出入口の穴明け工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビット内防水工事及び排水設備工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路ビット内点検用コンセント設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路の煙感知器設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> </table> <p>1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事(配管配線並びに受電用一次端子への接続まで)とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。</p> <p>* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遺漏なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。 * 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。 * 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 * 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 * インターホンは組込型とする。 * カゴ内コンセント(100V)を設置する。 * 巻き上げ機は建物最下階F1よりも上部に設置する。 * かがの戸： ※防犯窓有(ガラス表面とかがの戸と段差0mm) ・窓無 * トランク部： 内に積載容量を表示する * 照明： 所要照度は平均水平面照度50lx以上とする * 乗場の戸： ※防犯窓有(ガラス表面とかがの戸と段差0mm) ・窓無 * インターホン連絡箇所： 図面による(設置高さは、1m以下とする。) エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合には、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話(通報)できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 * エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 * 表示： 次のプレートを取付ける</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">エレベーターの安全な使い方</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">400</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き</td> </tr> <tr> <td> <p>I エレベーターの中では</p> <p>1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください。</p> <p>2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります。</p> <p>II エレベーターの扉は</p> <p>1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。</p> <p>2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。</p> <p>III エレベーターが故障とか停電のときには</p> <p>1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。 (停電の場合非常灯がつかます)</p> <p>2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。</p> <p>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">260</td> <td></td> <td style="text-align: center;">【かご内注意銘板】</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">ご利用の皆様にお願い</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">300</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み</td> </tr> <tr> <td> <p>1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。</p> <p>2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。</p> <p>3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">380</td> <td></td> <td style="text-align: center;">【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る)</td> </tr> </table> <p>* 非常時通話(通報)管理システム 非常時通話(通報)システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費をその保守管理契約に含むこと。</p>		建築工事	電気工事	昇降路築造工事	※		各階出入口の穴明け工事	※		乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※		ビット内防水工事及び排水設備工事	※		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※	昇降路ビット内点検用コンセント設置工事		※	昇降路の煙感知器設置工事		※	遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※	エレベーターの安全な使い方	400	透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き	<p>I エレベーターの中では</p> <p>1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください。</p> <p>2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります。</p> <p>II エレベーターの扉は</p> <p>1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。</p> <p>2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。</p> <p>III エレベーターが故障とか停電のときには</p> <p>1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。 (停電の場合非常灯がつかます)</p> <p>2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。</p> <p>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>	260		【かご内注意銘板】	ご利用の皆様にお願い	300	乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み	<p>1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。</p> <p>2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。</p> <p>3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>	380		【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る)
		建築工事	電気工事																																							
	昇降路築造工事	※																																								
	各階出入口の穴明け工事	※																																								
	乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※																																								
	ビット内防水工事及び排水設備工事	※																																								
	動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※																																							
	昇降路ビット内点検用コンセント設置工事		※																																							
	昇降路の煙感知器設置工事		※																																							
	遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※																																							
	エレベーターの安全な使い方	400	透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き																																							
	<p>I エレベーターの中では</p> <p>1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください。</p> <p>2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります。</p> <p>II エレベーターの扉は</p> <p>1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。</p> <p>2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。</p> <p>III エレベーターが故障とか停電のときには</p> <p>1. 途中で止まってとじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。 (停電の場合非常灯がつかます)</p> <p>2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。</p> <p>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>																																									
	260		【かご内注意銘板】																																							
	ご利用の皆様にお願い	300	乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み																																							
	<p>1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。</p> <p>2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。</p> <p>3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>																																									
380		【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る)																																								

項 目	特 記 事 項										
	<p>■機械編 その他■</p> <p>* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>試 験 名</th> <th>計 測 項 目</th> </tr> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p>	試 験 名	計 測 項 目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
	試 験 名	計 測 項 目									
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び									
	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)									
	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み									
	製品検査	外観、寸法、性能									
		株式会社 山田設計									
		清水住宅エレベーター工事(第6工区)									
		縮尺									
		図面番号 V-03									
		一級建築士 登録番号 276958号 坂口 博文									
		エレベーター工事特記仕様書 3/3									
		検 図									
		製 図									
		設 計 H30年3月									
	愛知県建築局公共建築部公営住宅課										

凡例(共通)	
====	RC壁
=====	LGS下地盤
(H)	粉末消火器(ABC10型、ブラケット付、表示板付)
+	丸環 SUS製 100φ [D-7]
(+00)	高低差を示す
廊下	消火器設置箇所有効幅員 1250 (消火器寸法: 125mm ブラケット: 25mm)
階段	有効幅員 900以上、踏面240以上、蹴上200以下 手摺(H=750)を設置
PS・MB EPS	パッキン・シフト・メーキングは20ヶ所・1ヶ所打とする

(特)	特定防火設備 常時閉鎖
(防)	防火設備 網入硝子
⊗	床下点検口 600×600 [D-15] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
⊕	地下ビッド内Y2通 入通口φ600 [D-16] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
⊖	避難ハッチ 消防検定品 [D-18]

壁(雑壁)	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)
柱	鉄筋コンクリート造
床	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)
梁	鉄筋コンクリート造
屋根	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
階段	鉄筋コンクリート造
住戸間界壁	鉄筋コンクリート造 (t=180以上) (裏面: t=200以上)

ガス管工事	56建造1099号に基づき施工する
区画貫通	配管区画貫通部は平成12年建造1422号に基づき施工する

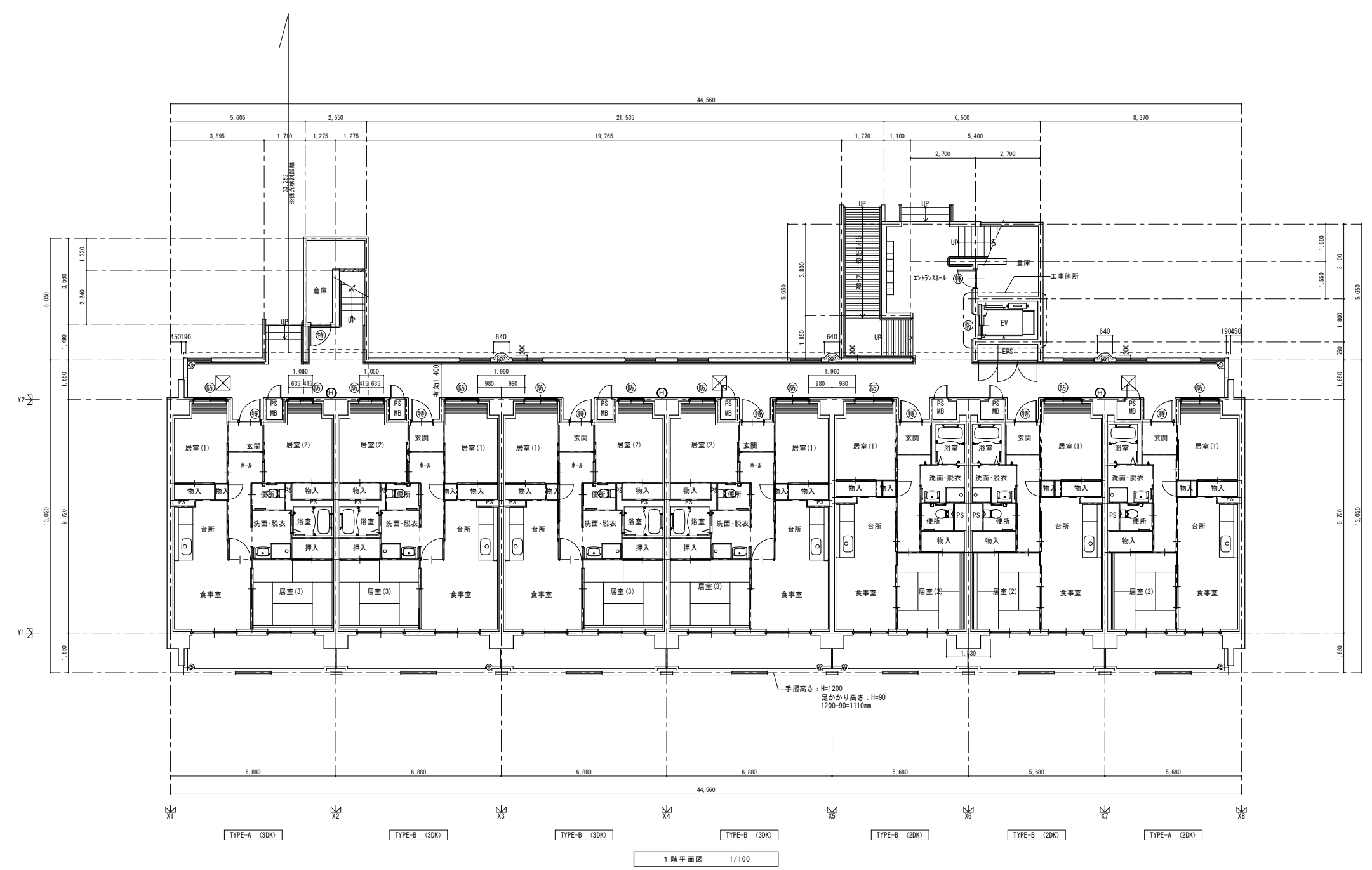
※各住戸において外部に面する居室には全て24時間換気用給気口を設置する。

開放廊下の判定(1階)	廊下見付面積: 44.560 × 2.59 = 115.4104㎡ 115.4104 × 1/3 = 38.47㎡ 廊下開口部面積: (44.560 - 5.400 - 2.550) × 1.340 = 49.0574㎡ 49.0574 > 38.47...OK 開口部高さ: 1.340m ≥ 1.000m
-------------	--

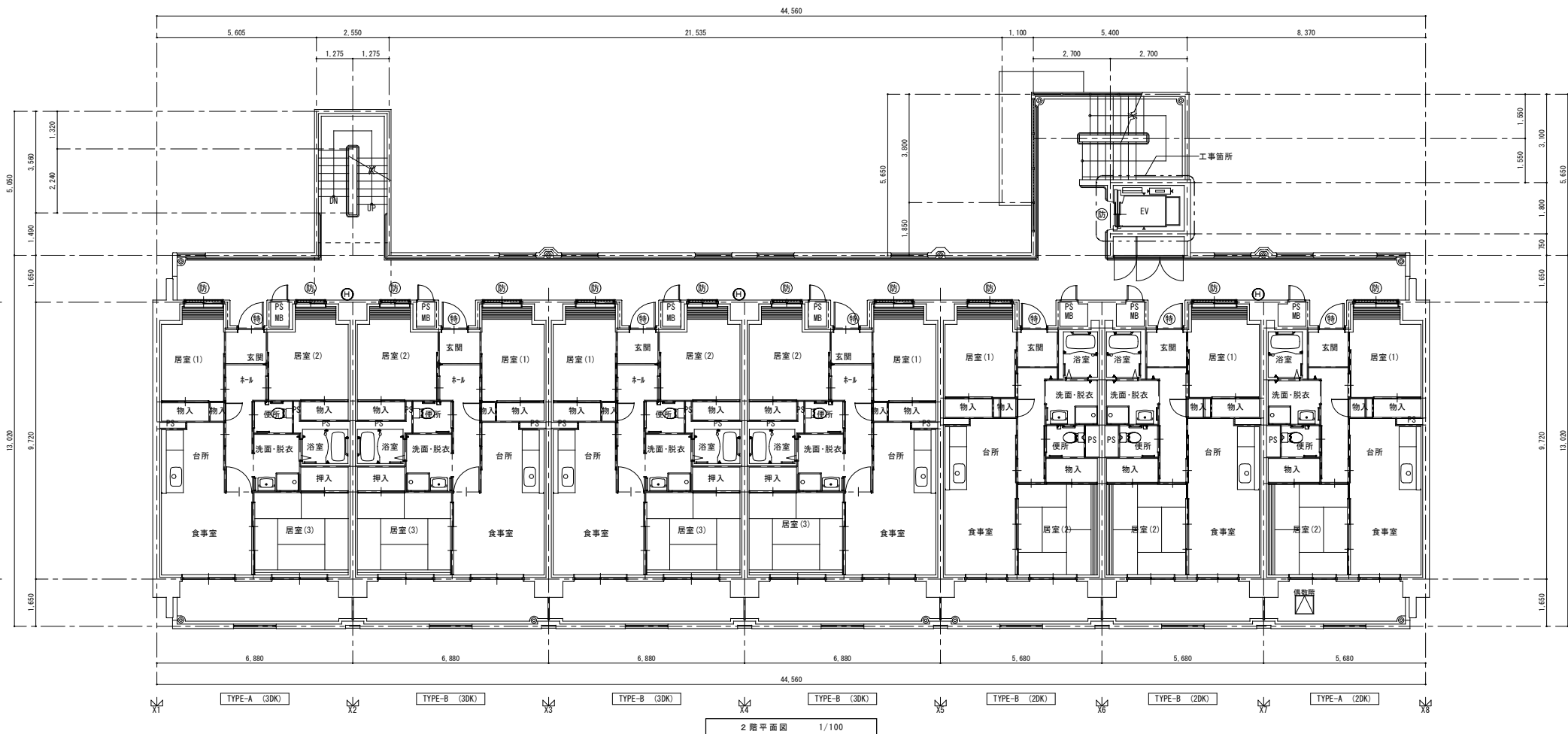
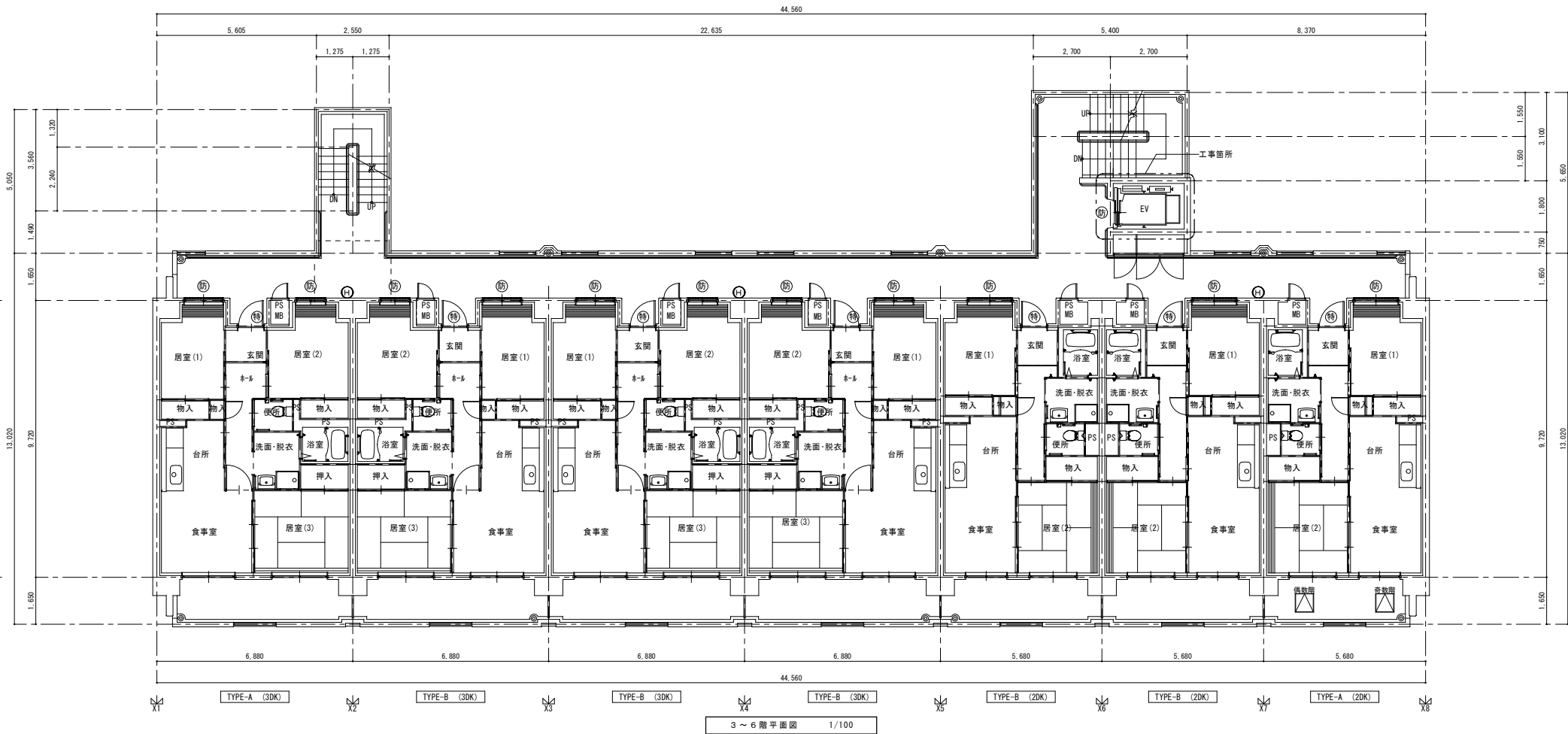
外気に面しない部分の判定	外気に面しない部分の長さ: 5.400 ≤ 6.000 外気に面しない部分の幅員: 5.650 ≤ 5.400 × 4 = 21.600
--------------	---

30K居室(2)採光補正係数Aの検討	$A = d/h \times \alpha - \beta$ より $d = 33.252$ $h = 18.260$ $\alpha = 6$ $\beta = 1.4$ $A = 33252/18260 \times 6 - 1.4$ $= 9.5261...$ $\therefore A = 3$
--------------------	--

階段(B)南側30K居室(2)採光の検討	床面積: 9.68㎡ 必要採光面積: $9.68 \div 7 = 1.382$ ㎡ 開口部面積: $0.635 \times 0.95 \times 3 = 1.80975$ ㎡ $1.80975 \geq 1.382$...OK
----------------------	--



株式会社 山田設計	清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号
一級建築士 登録番号 276958号	平面図 1	縮尺 V-05 A1: 1/100 A3: 1/200
図 製 設計	H30年 3月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課



凡例(共通)	
——	RC壁
——	LGS下地盤
⊕	粉末消火器 (ABC10型、プラケット付、表示板付)
+	丸環 SUS製 100φ D-7
+0.0	高低差を示す
廊下	消火器設置箇所有効幅員 1250 (消火器寸法: 125mm プラケット: 25mm)
階段	有効幅員 900以上、踏面240以上、蹴上200以下 手摺 (H=750) を設置
PS・MB EPS	パッキン付、ネジボックス内は20ヶ所以上打とする

Ⓣ	特定防火設備 常時閉鎖
Ⓢ	防火設備 網入硝子
⊗	床下点検口 600×600 D-15 (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
⊕	地下ビット内Y2通 入通口φ600 D-16 (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
⊗	避難ハッチ 消防検定品 D-18

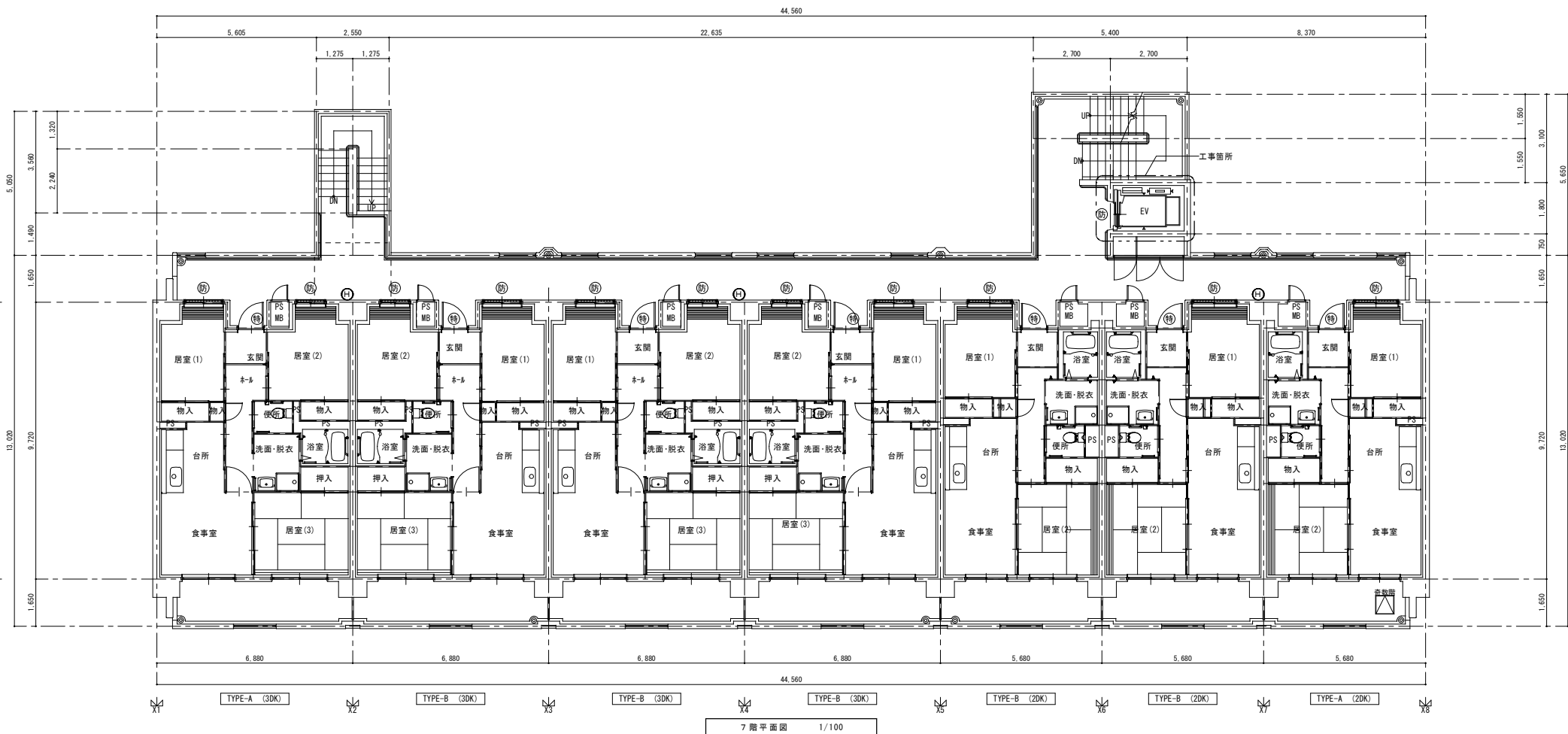
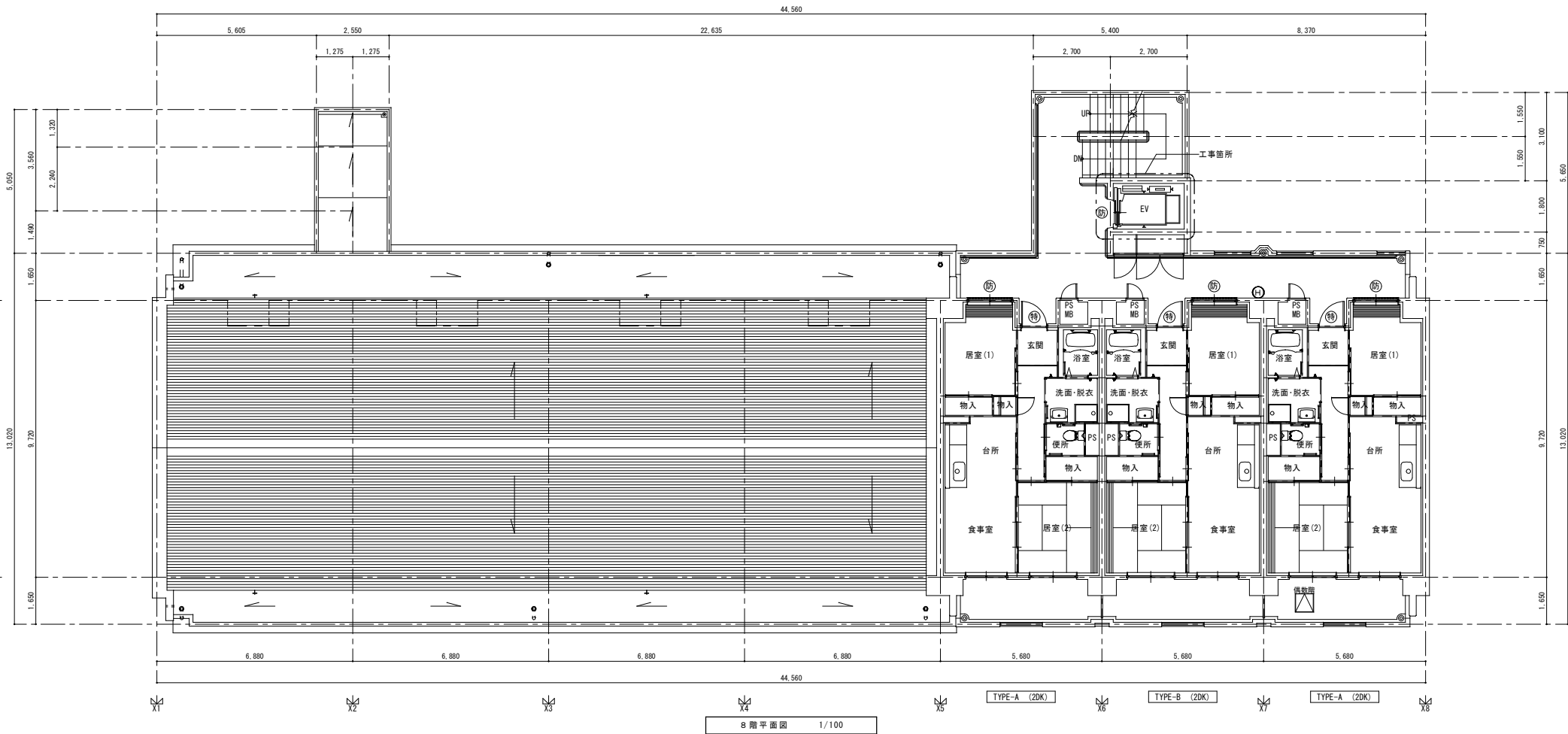
壁(雑壁)	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)
柱	鉄筋コンクリート造
床	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)
梁	鉄筋コンクリート造
屋根	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
階段	鉄筋コンクリート造
住戸間界壁	鉄筋コンクリート造 (t=180以上) (妻面: t=200以上)

ガス管工事 56建告1099号に基づき施工する
 区画貫通 配管区画貫通部は平成12年建告1422号に基づき施工する
 ※各住戸において外部に面する居室には全て24時間換気用給気口を
 設置する。

開放廊下の判定 (2~6階)
 廊下見付面積: 44,560 × 2.59 = 115,410.4㎡
 115,410.4 × 1/3 = 38,47㎡
 廊下開口部面積: (44,560 - 5,400 - 2,550) × 1.340 = 49,057.4㎡
 49,057.4 > 38,47㎡ ∴ OK
 遮断無し
 開口部高さ: 1,340mm ≥ 1,000mm

外気に面しない部分の判定
 外気に面しない部分の長さ: 5,400 ≤ 6,000
 外気に面しない部分の幅員: 5,650 ≤ 5,400 × 4 = 21,600

株式会社 山田設計	清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号
一級建築士 登録番号 276958号	平面図2	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
坂口 博文		V-06
設計	H30年 3月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課



凡例(共通)	
——	RC壁
——	LGS下地盤
Ⓜ	粉末消火器 (ABC10型、ブラケット付、表示板付)
+	丸環 SUS製 100φ [D-7]
+0.0	高低差を示す
廊下	消火器設置箇所有効幅員 1250 (消火器寸法: 125mm フラット: 25mm)
階段	有効幅員 900以上、踏面240以上、蹴上200以下 手摺 (H=750) を設置
PS・MB EPS	パッキン材、メーキング材は20ヶ所以上打とする

Ⓜ	特定防火設備 常時閉鎖
Ⓜ	防火設備 網入硝子
Ⓜ	床下点検口 600×600 [D-15] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
Ⓜ	地下ビッド内Y2通 入通口φ600 [D-16] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
Ⓜ	避難ハッチ 消防検定品 [D-18]

構造部	仕様
壁(雑壁)	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)
柱	鉄筋コンクリート造
床	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)
梁	鉄筋コンクリート造
屋根	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
階段	鉄筋コンクリート造
住戸間界壁	鉄筋コンクリート造 (t=180以上) (妻面: t=200以上)

ガス管工事	56建告1099号に基づき施工する
区画貫通	配管区画貫通部は平成12年建告1422号に基づき施工する

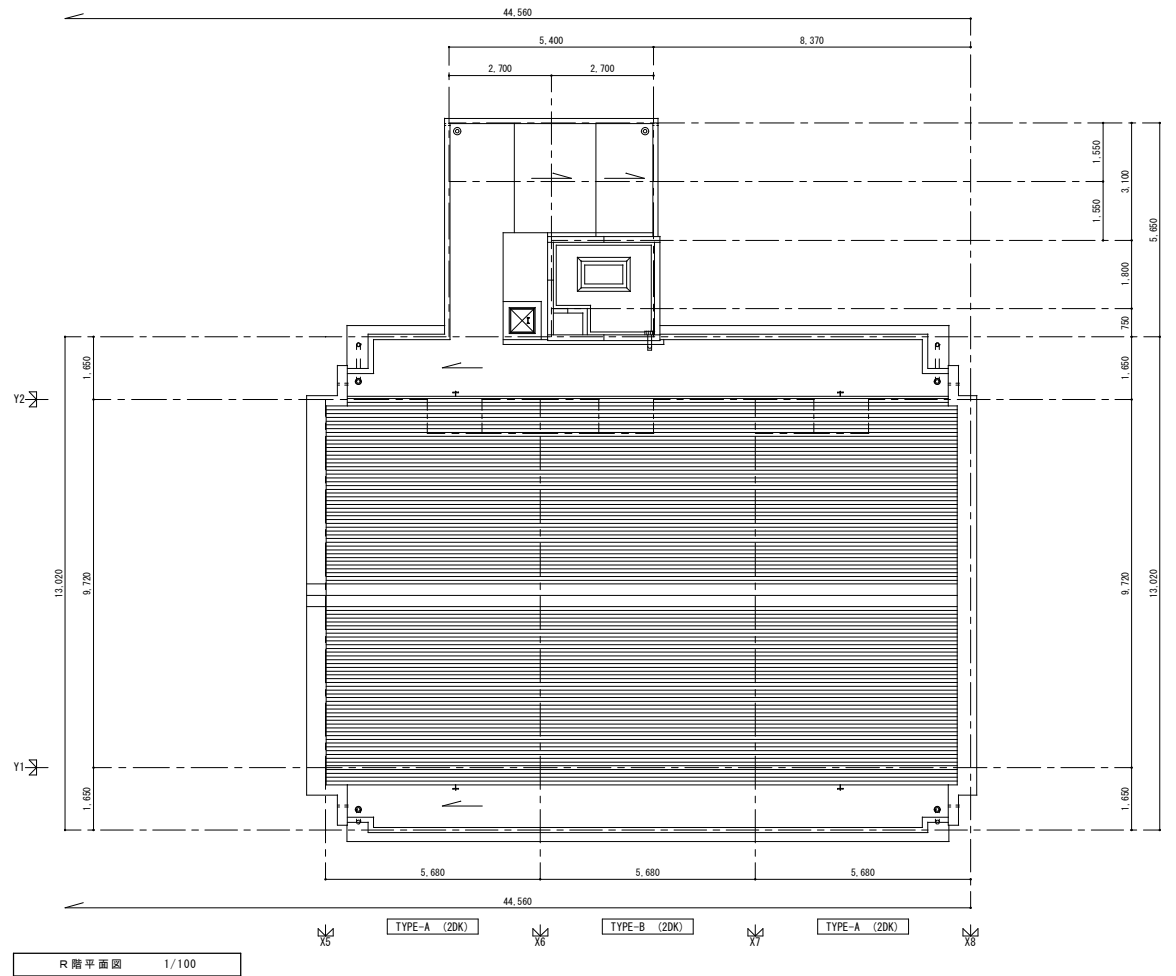
※各住戸において外部に面する居室には全て24時間換気用給気口を
設置する。

開放廊下の判定 (2~7階)
 廊下見付面積: 44,560 × 2.59 = 115,410.4㎡
 115,410.4 × 1/3 = 38,47㎡
 廊下開口部面積: (44,560 - 5,400 - 2,550) × 1.340 = 49,057.4㎡
 49,057.4 ≥ 38,47 . . . OK
 基準無し
 開口部高さ: 1,340mm ≥ 1,000mm

外気に面しない部分の判定
 外気に面しない部分の長さ: 5,400 ≤ 6,000
 外気に面しない部分の幅員: 5,650 ≤ 5,400 × 4 = 21,600

開放廊下の判定 (8階)
 廊下見付面積: 17,040 × 2.59 = 44,133.6㎡
 44,133.6 × 1/3 = 14,711.2㎡
 廊下開口部面積: (17,040 - 3,675) × 1.340 = 17,909.1㎡
 17,909.1 ≥ 14,711.2 . . . OK
 基準無し
 開口部高さ: 1,340mm ≥ 1,000mm

株式会社 山田設計	清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号
一級建築士 登録番号 276958号	平面図 3	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
坂口 博文		V-07
検 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	H30年 3月	



凡例 (共通)	
	RC壁
	LGS下地壁
	粉末消火器 (ABC10型、ブラケット付、表示板付)
	丸環 SUS製 100φ [D-7]
	高低差を示す
廊下	消火器設置箇所有効幅員 1250 (消火器寸法: 125mm ブラケット: 25mm)
階段	有効幅員 900以上、踏面240以上、蹴上200以下 手摺 (H=750) を設置
PS・MB EPS	パッキン材、メーキング材内は20ヶ所以内で打とする

	特定防火設備 常時閉鎖
	防火設備 網入り珪藻土
	床下点検口 600×600 [D-15] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
	地下ビット内Y2通 入通口φ600 [D-16] (設置位置については設備配管経路を考慮する事)
	避難ハッチ 消防検定品 [D-18]

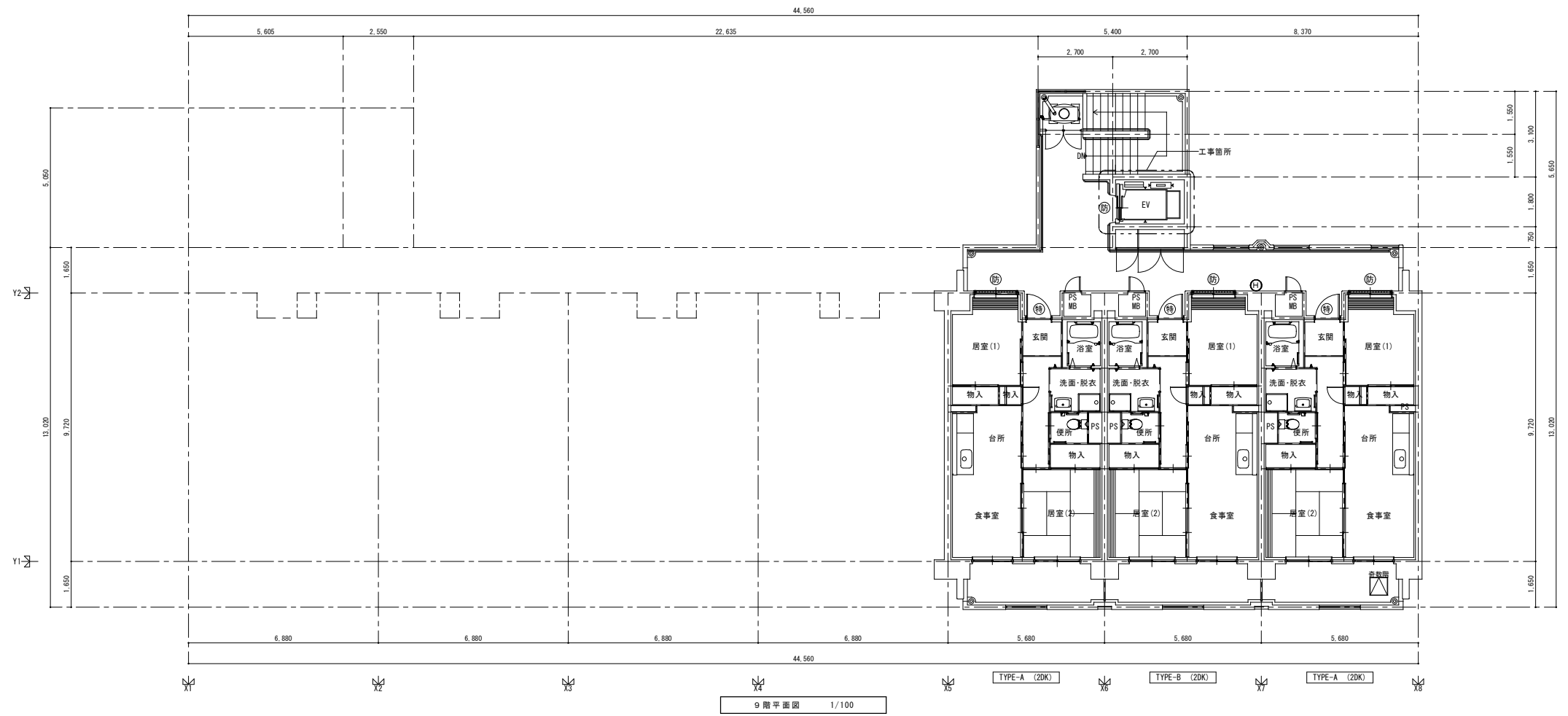
壁(雑壁)	鉄筋コンクリート造 (t=120以上)
柱	鉄筋コンクリート造
床	鉄筋コンクリート造 (t=150以上)
梁	鉄筋コンクリート造
屋根	鉄筋コンクリート造 (t=180以上)
階段	鉄筋コンクリート造
住戸間界壁	鉄筋コンクリート造 (t=180以上) (裏面: t=200以上)

ガス管工事	56建1099号に基づき施工する
区画貫通	配管区画貫通部は平成12年建1422号に基づき施工する

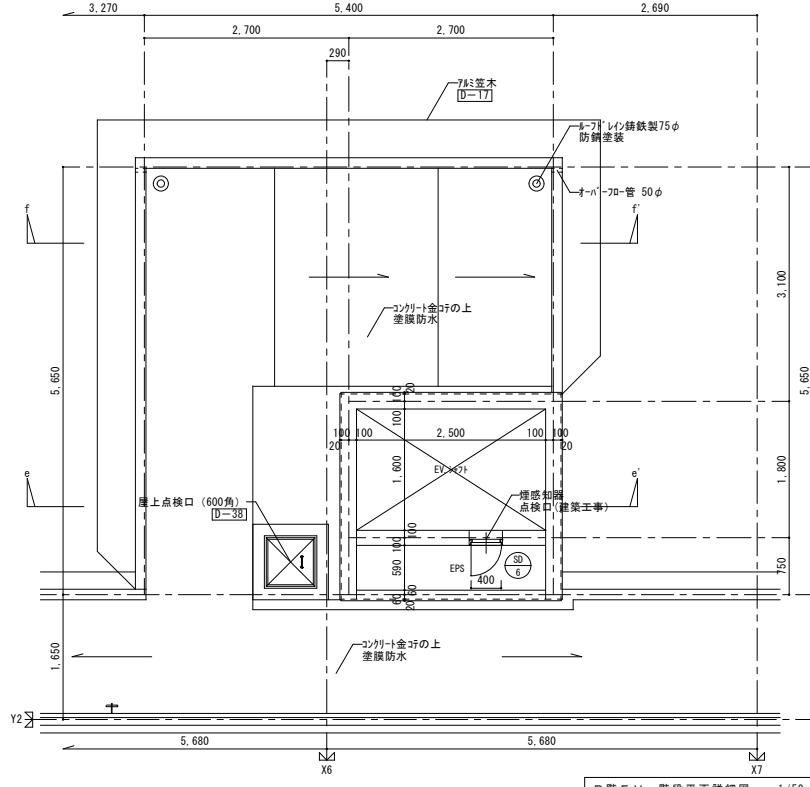
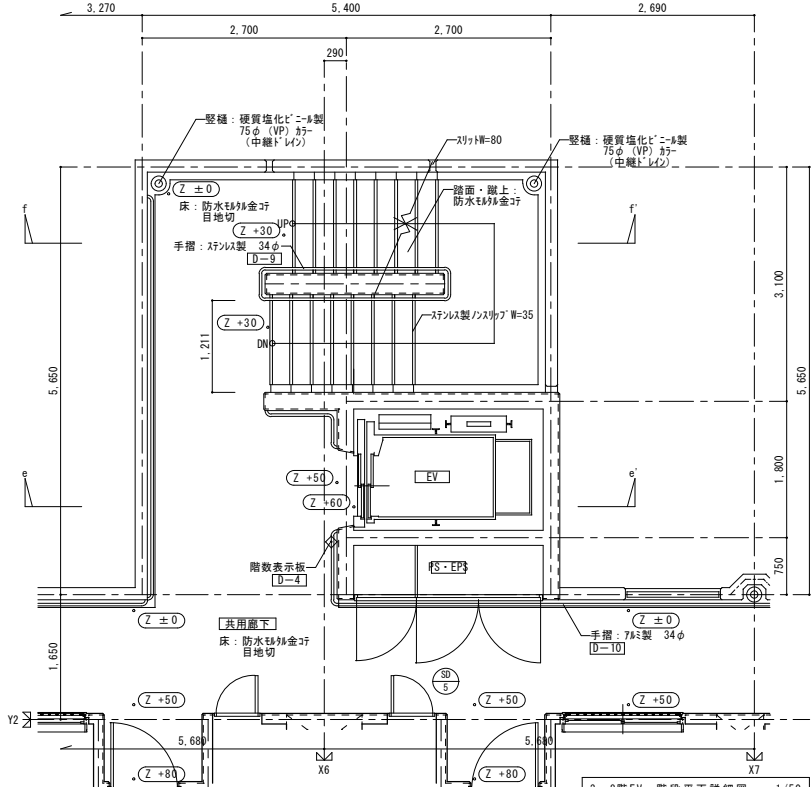
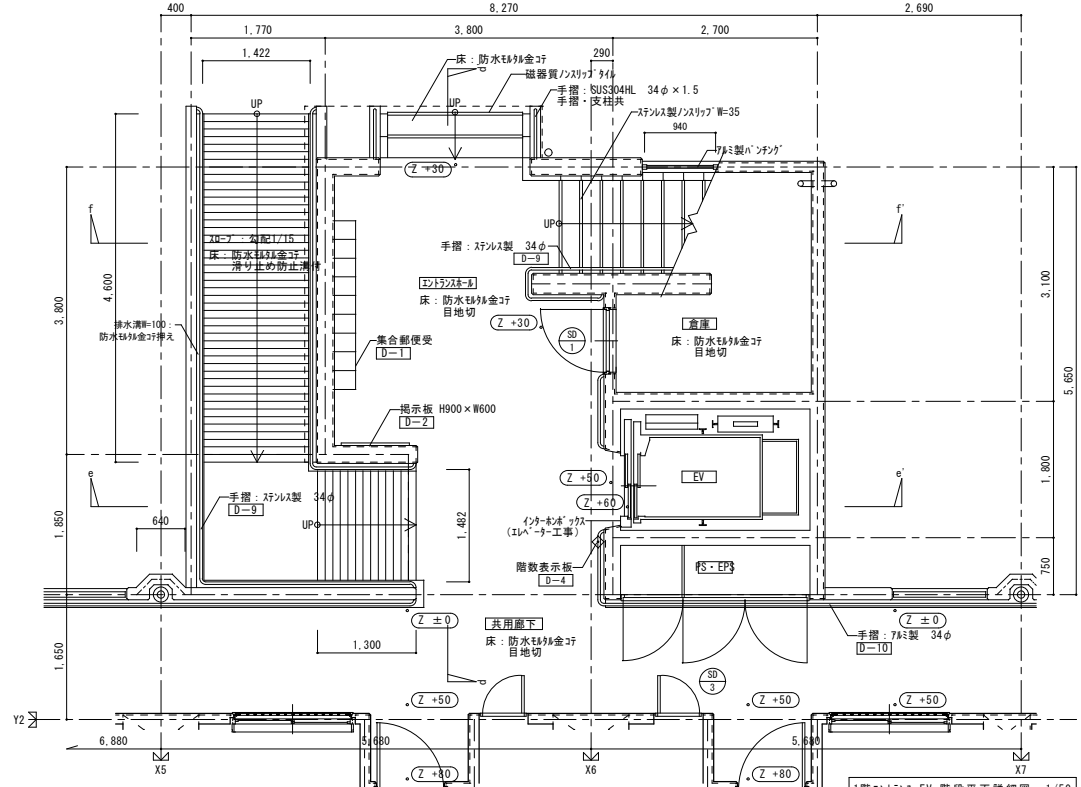
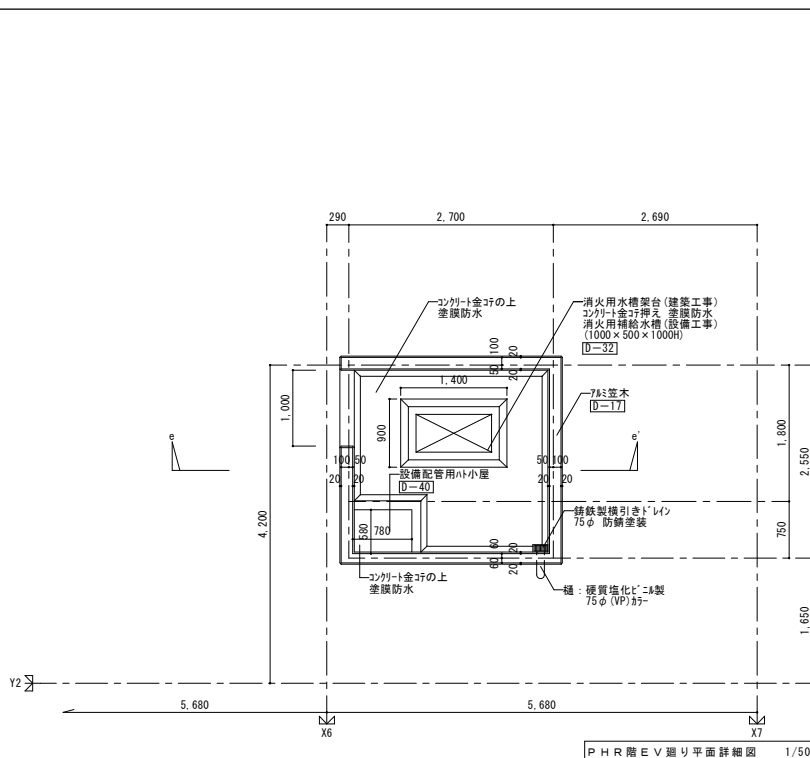
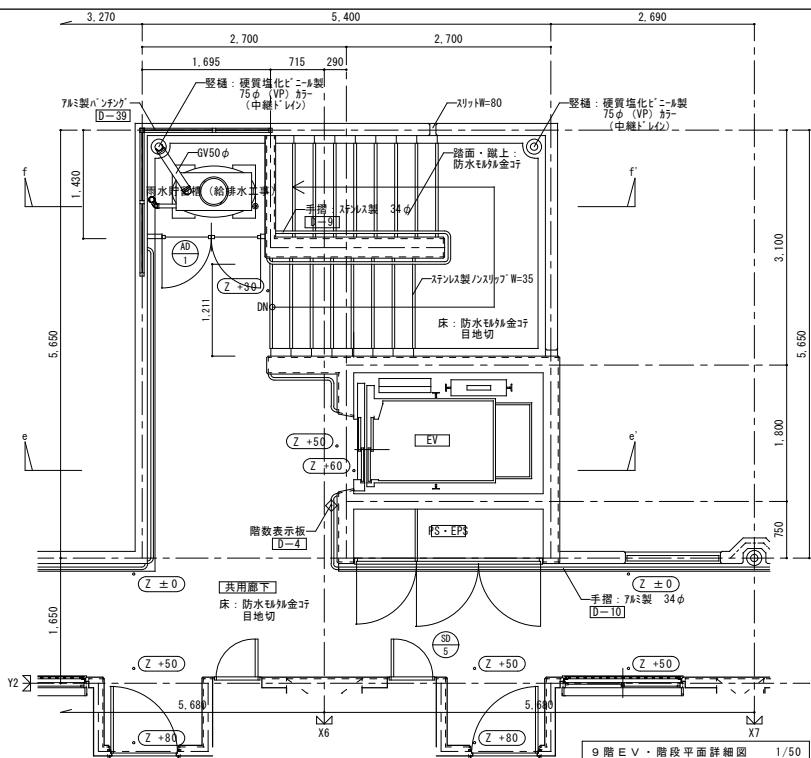
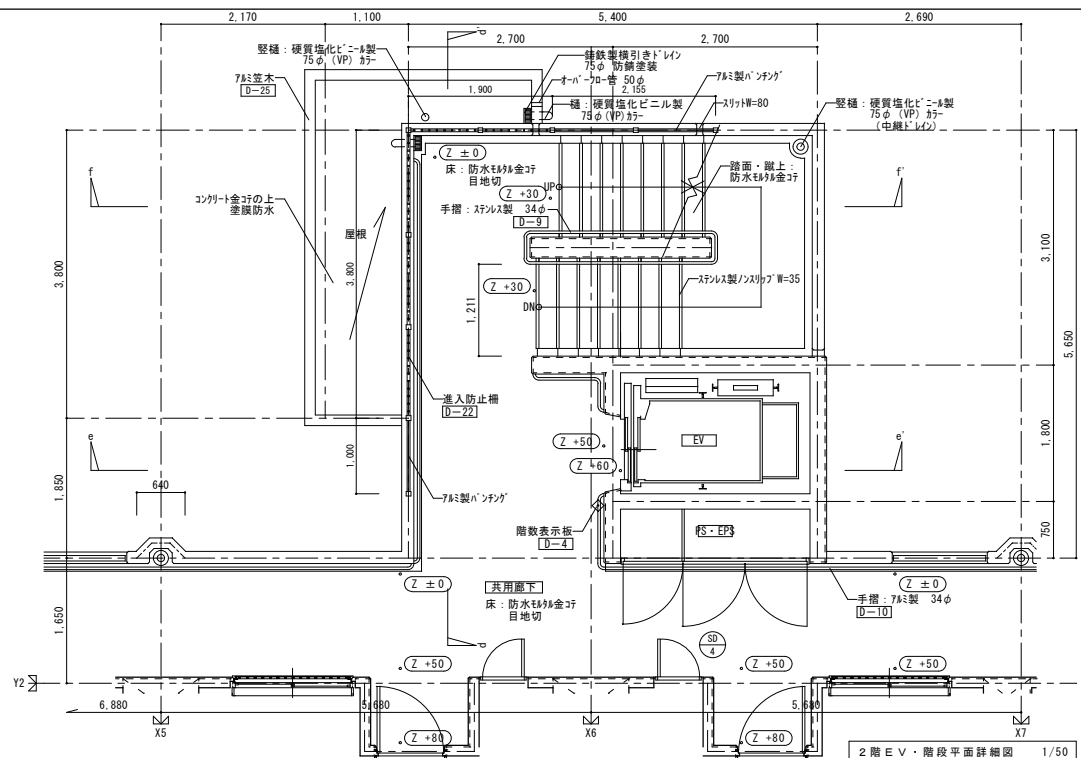
※各住戸において外部に面する居室には全て24時間換気用給気口を設置する。

開放面下の判定 (9階)
 廊下見付面積: 17,040 × 2.59 = 44,136㎡
 44,136 × 1/3 = 14,712㎡
 廊下開口部面積: (17,040 - 5.4) × 1.340 = 15,597.6㎡
 15,597.6 > 14,712 → OK
 遮断無し
 開口部高さ: 1,340mm > 1,000mm

外気に面しない部分の判定
 外気に面しない部分の長さ: 5,400 ≤ 6,000
 外気に面しない部分の幅員: 5,650 ≤ 5,400 × 4 = 21,600

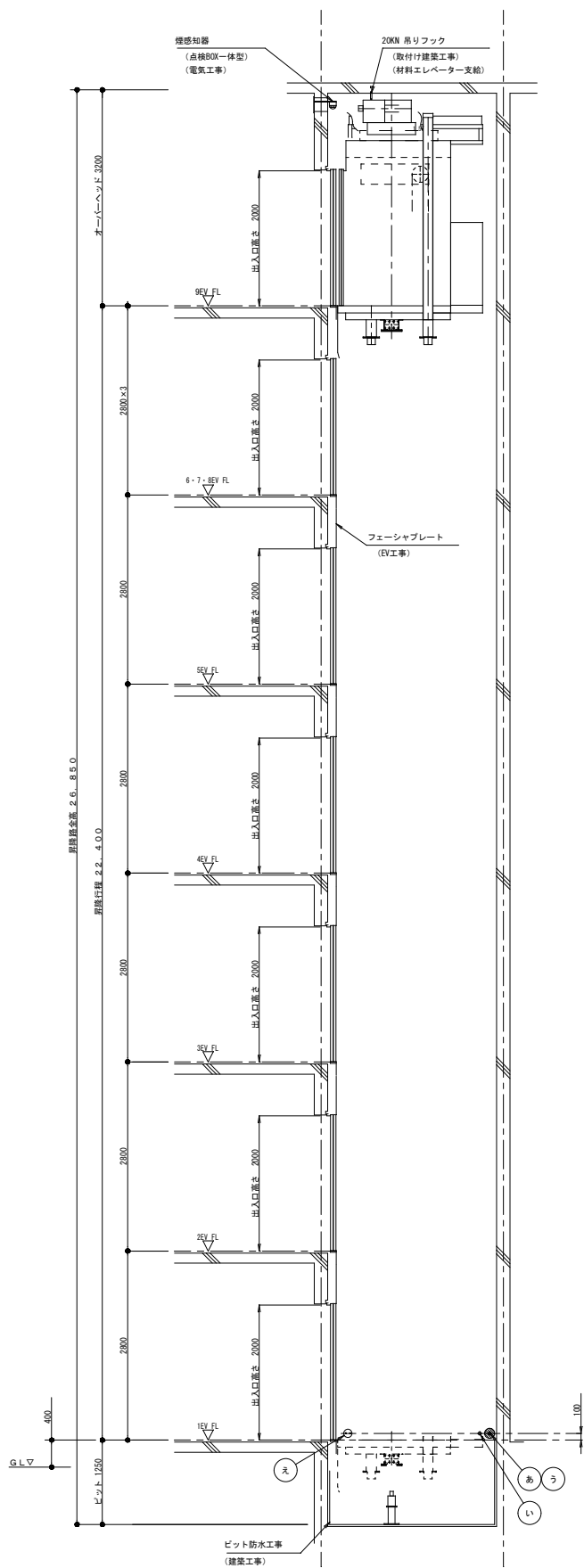


株式会社 山田設計	清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号
一級建築士 登録番号 276958号	平面図 4	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
図 板口 博文		V-08
検 製 設計		
図 図 H30年 3月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

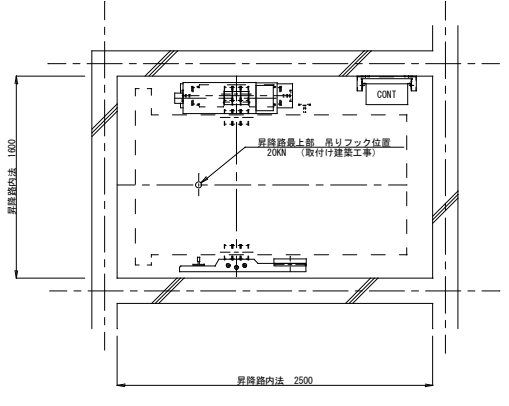
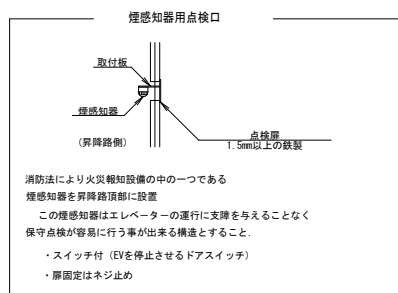


符号・形式	SD 1	SD 2	SD 3	SD 4	SD 5	SD 6	SD 7
性能	スチール製片開きフラッシュドア 特定防火設備		スチール製片開き及び片開きフラッシュドア 特定防火設備		スチール製片開き及び片開きフラッシュドア 特定防火設備		アルミ製両開き框ドア
寸法	800 x 1,400		2,380 x 2,430		2,380 x 2,000		1,300 x 2,000
数量	1		1		1		1
使用箇所	倉庫(A階段)		倉庫(B階段)		1階 EPS 2階 EPS 3~8階 EPS		A階段廻り場(最上階)
要図							
枠見込	枠: 100 扉: 36		枠: 100 扉: 36		枠: 100 扉: 36		枠: 60 扉: 40
材料	溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6		溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6		溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6		アルミ押入型材
仕上	SOP (枠共)		SOP (枠共)		SOP (枠共)		アルマイト(シルバー)の上、クリア塗装
ガラス			網入透明(t=6.8)検査用窓				
金物	レバーハンドル、シリンドー本締錠、丁番、ドアチェック(ストッパーなし)戸当り、マスターキー、ステンレス製留槽		レバーハンドル、シリンドー本締錠、丁番、ドアチェック(ストッパーなし)戸当り、マスターキー、ステンレス製留槽		ケースハンドル、本締錠、丁番、マスターキー		アルミバンチングメタル t=3 カンヌキ、南京錠付
備考			手すり取付補強		手すり取付補強		

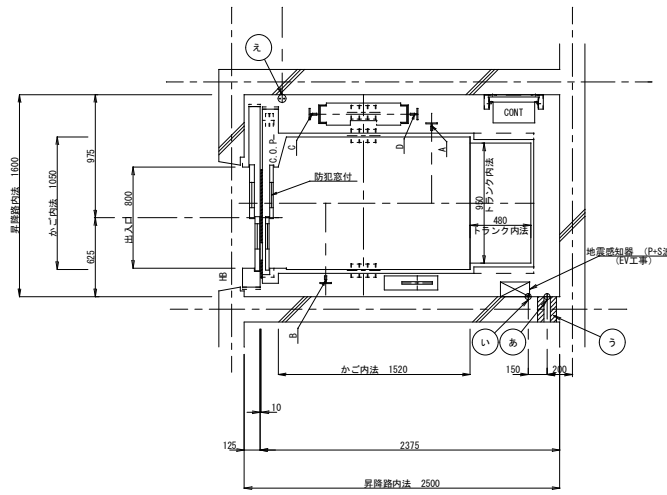
株式会社 山田設計
清水住宅エレベーター工事(第6工区)
一級建築士 登録番号 276958号
図面番号 V-09
図面内容 階段(A)平面詳細図
縮尺 A1: 1/50
A3: 1/100
設計 愛知県建築局公共建築部公営住宅課
H30年 3月



昇降路 縦断面図 S=1:50

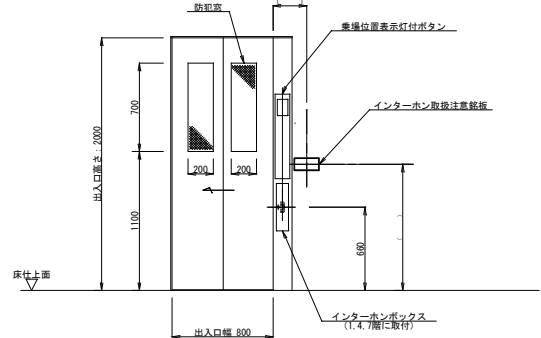


頂部昇降路平面図 S=1:30

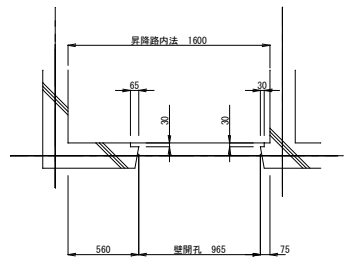


昇降路平面図 S=1:30

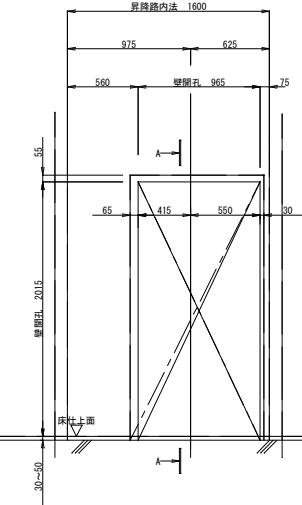
- 動力・照明用電源引込位置
- あ : IEWL=100 (電気工事) 電源引込長さ 5.0m
- い : 遠隔監視用電話配線 平行通信線 T1VF 0.65×20 (MDF又は10F) 底 IEWL=100 (電気工事) 配線引込長さ 8.5m
- う : 防火区画貫通処理 (電気工事)
- え : ビット点検用コンセント IEWL=100 (電気工事)



出入口姿図 S=1:30 (建築工事) (参考図)



出入口孔明参考図 S=1:30 (建築工事) (参考図)



A-A断面

エレベーター仕様	
用途	乗用 (福祉型仕様)
制御方式	インバーター方式
操作方式	乗合全自動方式
積載量	600 kg (9名)
速度	45 m/min
電動機	AC 2.8 kW
戸の形式	2枚片引き戸
停止箇所	9箇所 (1~9階)
昇降行程	(19600) mm
かご内法	開口 1050 奥行 1520 高さ 2300 mm
出入口	幅 800 高さ 2000 mm
三方枠	全階: ユニット枠 鋼板塗装 (メーカー標準色) 仕上
ドア	全階: 鋼板塗装 (メーカー標準色) 仕上
防犯窓	全階 (JIS規格品)
数居	硬質アルミニウム
位置表示灯	全階: 乗場ボタン一体型
押ボタンプレート	全階: メーカー標準
天井	メーカー標準
照明	床面照度 50 lx以上
壁・戸	化粧鋼板
巾木	ステンレス ヘアライン仕上
床	樹脂タイル (タイル厚さ2mm以上)
数居	ステンレス製
押ボタンプレート	メーカー標準
付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時救出運転装置 ・火災時管制運転装置 (●・無) ・防犯カメラ ・各階強制停止装置 ・かご養生 ・かご内コンセント ・専用乗場ボタン ・かご内専用操作盤 ・かご内鏡 ・乗降者検出装置 (多光軸ドアセンサー) ・かご内専用位置表示器 ・障害者施設用シンボルマーク ・注意銘板 (点字) ・乗場ボタン (点字) ・運転方向及び階床名の標示 (点字) ・かご内操作盤 (点字) ・乗降者検出装置 (多光軸ドアセンサー) ・各種報知装置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マークステッカー ・防犯カメラ設置表示ステッカー ・数居間隔 10mm以内 ・戸開走行保護装置 ・遅延機能 (●・無) (1階) ・BL認定品とする

※電気容量について、容量を変更する場合は、その費用負担は本工事で行うこと。

エレベーター用電源設備容量 (電気工事) (1台 1回線)	
1. 動力用電源	3φ 200V 60Hz
2. 照明用電源	1φ 100V 1kVA

頂部すき間については 平成12年 建設省告示 第1423号 第1 口による
 ビット深さについては 平成12年 建設省告示 第1423号 第1 イただし書きによる

株式会社 山田設計	清水住宅エレベーター工事 (第6工区)	図面番号
一級建築士 登録番号 276958号	エレベーター詳細図	V-11
坂口 博文	A1: 1/30・1/50 A3: 1/60・1/100	
検 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	H30年 3月	